

平成 28 年 9 月 15 日
政策統括官付参事官付社会統計室
室 長 原田 真紀子
室 長 補 佐 川津 雄志
(担 当 ・ 内 線) 社会福祉施設統計係 (7552)
(電 話 代 表) 03 (5253) 1111
(直 通 電 話) 03 (3595) 2918

平成 27 年

社会福祉施設等調査の概況

目 次

調査の概要	1
結果の概要	
【基本票編】	
1 施設の状況	
(1) 施設数・定員	3
(2) 経営主体別施設数	4
2 障害福祉サービス等事業所の状況	
(1) 事業所数	5
(2) 経営主体別事業所数	6
【詳細票編】	
1 施設の状況	
(1) 在所者数・在所率	7
(2) 職種別常勤換算従事者数	8
2 障害福祉サービス等事業所の状況	
(1) 利用実人員階級別事業所の状況	9
(2) 利用状況	10
(3) 職種別常勤換算従事者数	12
総括表	13
参考表	14
用語の定義	16

平成 27 年社会福祉施設等調査の結果は厚生労働省ホームページにも掲載しています。
アドレス (<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/23-22.html>)

調 査 の 概 要

1 調査の目的

この調査は、全国の社会福祉施設等の数、在所者、従事者の状況等を把握し、社会福祉行政推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象及び客体

(1) 基本票

都道府県・指定都市・中核市を対象とし、次ページに掲げる施設・事業所の全数を把握した。

(2) 詳細票

施設票：次ページに掲げる社会福祉施設等を対象とし、その全数（休止中を含む。）を客体とした。

障害福祉サービス等事業所票：障害者総合支援法による障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所並びに児童福祉法による障害児通所支援事業所及び障害児相談支援事業所を対象とし、その全数（休止中を含む。）を客体とした。

	基本票		詳細票		5) 回収率 (%)
	1) 施設・事業所数	2) 集計施設・事業所数	3) 回収施設・事業所数	4) 集計施設・事業所数	
施設票					
生活保護法による保護施設	294	292	233	231	99.1
老人福祉法による老人福祉施設 6)	5 371	5 327	5 134	5 103	95.6
障害者総合支援法による障害者支援施設等	5 901	5 874	5 240	5 221	88.8
身体障害者福祉法による身体障害者社会参加支援施設	325	322	314	311	96.6
売春防止法による婦人保護施設	48	47	48	47	100.0
児童福祉法による児童福祉施設等	37 693	37 139	32 333	32 089	94.2
（再掲）保育所等 7)	25 773	25 580	24 361	24 234	94.5
母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子・父子福祉施設	60	58	60	58	100.0
その他の社会福祉施設等	17 277	17 154	10 549	10 480	86.0
（再掲）有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）	10 718	10 651	9 092	9 053	84.8
障害福祉サービス等事業所票					
障害福祉サービス等事業所	59 455	58 822	48 833	48 426	82.1

注：施設の種別内訳は14ページ参考表第1表を参照。

- 1) 施設・事業所数は、活動中又は休止中の施設・事業所数である。
- 2) 集計施設・事業所数は、活動中の施設・事業所数である。
- 3) 回収施設・事業所数は、詳細票の回収があった施設・事業所数である。
- 4) 詳細票の集計施設・事業所数は、詳細票を回収した施設・事業所数のうち活動中の施設・事業所数である。
- 5) 回収率(%) = 「回収施設・事業所数 3)」÷「施設・事業所数 1)」×100により算出している。ただし、詳細票の調査を実施していない次の施設を除いている。
 - ① 保護施設のうち医療保護施設(59施設)
 - ② 児童福祉施設等のうち助産施設(471施設)及び児童遊園(2,889施設)
 - ③ その他の社会福祉施設等のうち無料低額診療施設(556施設)及び有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅であるもの)(4,459施設)
- 6) 老人福祉施設には、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、特別養護老人ホーム及び老人介護支援センターを含まない。
- 7) 保育所等は、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び保育所である。

3 調査の時期

平成 27 年 10 月 1 日

4 調査事項

(1) 基本票

施設基本票：施設の種別、施設名、所在地、設置・経営主体、定員 等

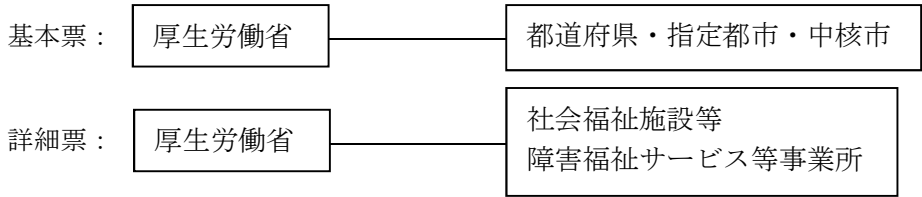
事業所基本票：事業所の種別、事業所名、所在地、経営主体 等

(2) 詳細票

施設詳細票：在所者の状況、従事者数 等

事業所詳細票：サービスの種類と提供状況（利用者数等）、従事者数 等

5 調査方法及び系統



6 結果の集計

結果の集計は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）で行った。

7 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
統計項目のあり得ない場合	・
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
表章単位の 1/2 未満の場合	0, 0.0
減少数（率）の場合	△

(2) 集計対象は、活動中の施設・事業所である。

(3) この概況に掲載の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

【 調査対象施設・事業所一覧 】

生活保護法による保護施設 救護施設 更生施設 医療保護施設 授産施設 宿所提供施設 老人福祉法による老人福祉施設 養護老人ホーム(一般) 養護老人ホーム(盲) 軽費老人ホーム A型 軽費老人ホーム B型 軽費老人ホーム(ケアハウス) 都市型軽費老人ホーム 老人福祉センター(特A型) 老人福祉センター(A型) 老人福祉センター(B型) 障害者総合支援法による障害者支援施設等 障害者支援施設 地域活動支援センター 福祉ホーム 身体障害者福祉法による 身体障害者社会参加支援施設 身体障害者福祉センター(A型) 身体障害者福祉センター(B型) 障害者更生センター 補装具製作施設 盲導犬訓練施設 点字図書館 点字出版施設 聴覚障害者情報提供施設	売春防止法による婦人保護施設 婦人保護施設 児童福祉法による児童福祉施設等 助産施設 乳児院 母子生活支援施設 幼保連携型認定こども園 保育所型認定こども園 保育所 小規模保育事業所 児童養護施設 障害児入所施設(福祉型) 障害児入所施設(医療型) 児童発達支援センター(福祉型) 児童発達支援センター(医療型) 情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター 小型児童館 児童センター 大型児童館A型 大型児童館B型 大型児童館C型 その他の児童館 児童遊園 <small>母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子・父子福祉施設</small> 母子・父子福祉センター 母子・父子休養ホーム	その他の社会福祉施設等 授産施設 宿所提供施設 盲人ホーム 無料低額診療施設 隣保館 へき地保健福祉館 有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外) 有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅であるもの) 障害者総合支援法による 障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所 居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所 療養介護事業所 生活介護事業所 重度障害者等包括支援事業所 計画相談支援事業所 地域相談支援(地域移行支援)事業所 地域相談支援(地域定着支援)事業所 短期入所事業所 共同生活援助事業所 自立訓練(機能訓練)事業所 自立訓練(生活訓練)事業所 宿泊型自立訓練事業所 就労移行支援事業所 就労継続支援(A型)事業所 就労継続支援(B型)事業所	児童福祉法による障害児通所支援事業所及び障害児相談支援事業所 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所 保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所
--	--	--	---

結 果 の 概 要

【 基本票編 】

この結果は、基本票で把握した施設・事業所のうち、平成27年10月1日現在で活動中の施設・事業所について集計したものである。

1 施設の状況

(1) 施設数・定員

施設の種類の別けに施設数をみると、「保育所等」は25,580施設で前年に比べ1,071施設、4.4%増加している。また、「有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）」は10,651施設で前年に比べ1,019施設、10.6%増加している。

施設の種類の別けに定員をみると、「保育所等」は2,481,970人で前年に比べ142,941人、6.1%増加している。また、「有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）」は424,828人で前年に比べ33,684人、8.6%増加している。（表1、総括表）

表1 施設の種類の別けにみた施設数・定員（基本票）

	平成24年 (2012)	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	各年10月1日現在	
					対 前 年	
					増減数	増減率(%)
			施 設	数		
総 数	55 881	58 613	61 307	66 213	4 906	8.0
保護施設	295	292	291	292	1	0.3
老人福祉施設	5 323	5 308	5 334	5 327	△ 7	△ 0.1
障害者支援施設等	5 962	6 099	5 951	5 874	△ 77	△ 1.3
身体障害者社会参加支援施設	308	322	322	322	0	0.0
婦人保護施設	46	48	47	47	0	0.0
児童福祉施設等	33 873	33 938	34 462	37 139	2 677	7.8
（再掲）保育所等 ²⁾	23 740	24 076	24 509	25 580	1 071	4.4
母子・父子福祉施設	61	60	59	58	△ 1	△ 1.7
その他の社会福祉施設等	10 013	12 546	14 841	17 154	2 313	15.6
（再掲）有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外） ³⁾	7 519	8 502	9 632	10 651	1 019	10.6
			定 員	(人) ¹⁾		
総 数	3 061 776	3 191 622	3 317 478	3 551 311	233 833	7.0
保護施設	19 567	19 365	19 250	19 558	308	1.6
老人福祉施設	156 587	157 034	157 922	158 025	103	0.1
障害者支援施設等 ⁴⁾	201 782	202 964	197 867	195 298	△ 2 569	△ 1.3
身体障害者社会参加支援施設	360	360	360	360	0	0.0
婦人保護施設	1 286	1 340	1 270	1 270	0	0.0
児童福祉施設等 ⁵⁾	2 334 169	2 381 444	2 434 381	2 599 480	165 099	6.8
（再掲）保育所等 ²⁾	2 243 121	2 290 932	2 339 029	2 481 970	142 941	6.1
母子・父子福祉施設
その他の社会福祉施設等	348 025	429 115	506 428	577 320	70 892	14.0
（再掲）有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外） ³⁾	315 234	350 990	391 144	424 828	33 684	8.6

注： 詳細は13ページ 総括表参照。

- 1) 定員は、定員について調査を実施した施設のみ、集計している。
- 2) 保育所等は、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び保育所である。
- 3) 平成24年の施設数及び定員にはサービス付き高齢者向け住宅であるものを一部含む。
- 4) 障害者支援施設等のうち障害者支援施設の定員は入所者分のみである。
- 5) 児童福祉施設等の定員には母子生活支援施設を含まない。

(2) 経営主体別施設数

施設の種類の別経営主体別施設数の構成割合をみると、その他の社会福祉施設等を除く各種類で「社会福祉法人」の割合が最も多くなっている。また、有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）では、「営利法人（会社）」が83.5%と最も多くなっている。（表2）

表2 施設の種類の別経営主体別施設数及び構成割合（基本票）

平成27年10月1日現在

	総数	公 営				私 営					
		国・独立行政法人	都道府県	市区町村	一部事務組合・広域連合	社会福祉法人	医療法人	公益法人・日赤	営利法人（会社）	その他の法人	その他
施設数											
総数	66 213	70	235	17 134	145	26 361	1 789	683	13 930	5 012	854
保護施設	292	-	1	21	6	264	-	-	-	-	-
老人福祉施設	5 327	-	1	861	82	4 045	49	55	101	74	59
障害者支援施設等	5 874	12	25	133	16	3 752	206	44	49	1 597	40
身体障害者社会参加支援施設	322	-	8	38	-	208	-	39	2	24	3
婦人保護施設	47	-	22	-	-	25	-	-	-	-	-
児童福祉施設等	37 139	58	174	14 953	41	16 826	72	407	1 718	2 218	672
（再掲）保育所等 ^注	25 580	1	2	9 085	3	13 647	11	57	1 051	1 582	141
母子・父子福祉施設	58	-	4	4	-	30	-	6	-	14	-
その他の社会福祉施設等	17 154	-	-	1 124	-	1 211	1 462	132	12 060	1 085	80
（再掲）有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）	10 651	-	-	2	-	563	759	14	8 889	408	16
構成割合（%）											
総数	100.0	0.1	0.4	25.9	0.2	39.8	2.7	1.0	21.0	7.6	1.3
保護施設	100.0	-	0.3	7.2	2.1	90.4	-	-	-	-	-
老人福祉施設	100.0	-	0.0	16.2	1.5	75.9	0.9	1.0	1.9	1.4	1.1
障害者支援施設等	100.0	0.2	0.4	2.3	0.3	63.9	3.5	0.7	0.8	27.2	0.7
身体障害者社会参加支援施設	100.0	-	2.5	11.8	-	64.6	-	12.1	0.6	7.5	0.9
婦人保護施設	100.0	-	46.8	-	-	53.2	-	-	-	-	-
児童福祉施設等	100.0	0.2	0.5	40.3	0.1	45.3	0.2	1.1	4.6	6.0	1.8
（再掲）保育所等 ^注	100.0	0.0	0.0	35.5	0.0	53.4	0.0	0.2	4.1	6.2	0.6
母子・父子福祉施設	100.0	-	6.9	6.9	-	51.7	-	10.3	-	24.1	-
その他の社会福祉施設等	100.0	-	-	6.6	-	7.1	8.5	0.8	70.3	6.3	0.5
（再掲）有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）	100.0	-	-	0.0	-	5.3	7.1	0.1	83.5	3.8	0.2

注：保育所等は、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び保育所である。

2 障害福祉サービス等事業所の状況

(1) 事業所数

事業の種類別に事業所数をみると、「居宅介護事業」が22,429事業所で最も多く、前年に比べ762事業所増加している。次いで、「重度訪問介護事業」は20,786事業所で前年に比べ669事業所増加している。

また、対前年増減率をみると、「放課後等デイサービス事業」が32.4%で最も高く、次いで、「保育所等訪問支援事業」が29.8%となっている。(表3)

表3 事業の種類別にみた事業所数(基本票)

各年10月1日現在

	平成24年 (2012)	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	対前年	
					増減数	増減率(%)
居宅介護事業	19 872	20 811	21 667	22 429	762	3.5
重度訪問介護事業	18 547	19 376	20 117	20 786	669	3.3
同行援護事業	8 527	9 343	9 707	9 854	147	1.5
行動援護事業	2 161	2 208	2 336	2 425	89	3.8
療養介護事業	230	234	229	220	△ 9	△ 3.9
生活介護事業	5 538	5 595	6 084	6 496	412	6.8
重度障害者等包括支援事業	57	42	34	34	0	0.0
計画相談支援事業	3 086	4 362	6 225	8 053	1 828	29.4
地域相談支援(地域移行支援)事業	3 277	2 904	2 955	3 136	181	6.1
地域相談支援(地域定着支援)事業	3 218	2 798	2 834	2 995	161	5.7
短期入所事業	4 043	4 315	4 556	4 833	277	6.1
共同生活介護事業	4 385	4 557
共同生活援助事業	4 568	4 795	6 432	6 762	330	5.1
自立訓練(機能訓練)事業	425	415	436	432	△ 4	△ 0.9
自立訓練(生活訓練)事業	1 314	1 287	1 334	1 361	27	2.0
宿泊型自立訓練事業	199	223	228	230	2	0.9
就労移行支援事業	2 518	2 614	2 858	3 146	288	10.1
就労継続支援(A型)事業	1 374	1 811	2 382	3 018	636	26.7
就労継続支援(B型)事業	7 360	7 936	8 722	9 431	709	8.1
児童発達支援事業	2 804	2 802	3 258	3 942	684	21.0
放課後等デイサービス事業	3 107	3 909	5 267	6 971	1 704	32.4
保育所等訪問支援事業	240	415	550	714	164	29.8
障害児相談支援事業	1 914	2 989	4 048	5 128	1 080	26.7

注: 複数の事業を行う事業所は、それぞれの事業に計上している。

障害者支援施設の昼間実施サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援)を除く。

(2) 経営主体別事業所数

事業の種類別に経営主体別事業所数の構成割合をみると、短期入所事業では「社会福祉法人」が77.2%と最も多く、居宅介護事業、重度訪問介護事業、同行援護事業では、「営利法人（会社）」が最も多くなっており、それぞれ66.5%、67.9%、69.4%となっている（表4）。

表4 事業の種類別にみた経営主体別事業所数及び構成割合（基本票）

平成27年10月1日現在

	総数	国・独立 行政法人	地方公 共団体	社福 協 議 会	社会福祉 法人	医療 法人	公 法 人	益 協 組	同 合 法 人 (会社)	利 人 営 利 法 人 (会社)	特 定 非 活 動 法 人	そ の 他
事業所数												
居宅介護事業	22 429	-	42	1 608	2 435	590	58	361	14 923	1 993	419	
重度訪問介護事業	20 786	-	33	1 430	2 129	514	56	336	14 104	1 800	384	
同行援護事業	9 854	-	13	737	878	121	29	157	6 836	928	155	
行動援護事業	2 425	-	10	237	599	37	2	24	995	483	38	
療養介護事業	220	97	11	-	102	-	-	1	-	-	9	
生活介護事業	6 496	29	218	332	3 874	63	13	10	721	1 158	78	
重度障害者等包括支援事業	34	-	1	1	10	-	-	-	14	8	-	
計画相談支援事業	8 053	13	318	538	3 773	352	48	14	1 361	1 429	207	
地域相談支援(地域移行支援)事業	3 136	2	39	186	1 755	233	30	5	300	515	71	
地域相談支援(地域定着支援)事業	2 995	2	36	177	1 677	224	23	5	299	490	62	
短期入所事業	4 833	74	183	31	3 730	189	14	14	247	289	62	
共同生活援助事業	6 762	2	30	32	3 851	591	58	2	458	1 585	153	
自立訓練(機能訓練)事業	432	-	23	53	136	16	-	3	150	42	9	
自立訓練(生活訓練)事業	1 361	-	28	56	541	129	10	2	230	299	66	
宿泊型自立訓練事業	230	-	7	1	91	103	7	1	4	4	12	
就労移行支援事業	3 146	1	47	33	1 438	82	17	-	719	654	155	
就労継続支援(A型)事業	3 018	-	3	6	518	10	3	-	1 655	540	283	
就労継続支援(B型)事業	9 431	1	144	290	4 402	177	36	-	973	3 075	333	
児童発達支援事業	3 942	28	430	76	924	59	9	6	1 426	785	199	
放課後等デイサービス事業	6 971	26	139	77	1 353	65	13	8	3 197	1 676	417	
保育所等訪問支援事業	714	-	156	14	325	9	1	2	74	114	19	
障害児相談支援事業	5 128	9	281	365	2 381	146	12	10	931	857	136	
構成割合 (%)												
居宅介護事業	100.0	-	0.2	7.2	10.9	2.6	0.3	1.6	66.5	8.9	1.9	
重度訪問介護事業	100.0	-	0.2	6.9	10.2	2.5	0.3	1.6	67.9	8.7	1.8	
同行援護事業	100.0	-	0.1	7.5	8.9	1.2	0.3	1.6	69.4	9.4	1.6	
行動援護事業	100.0	-	0.4	9.8	24.7	1.5	0.1	1.0	41.0	19.9	1.6	
療養介護事業	100.0	44.1	5.0	-	46.4	-	-	0.5	-	-	4.1	
生活介護事業	100.0	0.4	3.4	5.1	59.6	1.0	0.2	0.2	11.1	17.8	1.2	
重度障害者等包括支援事業	100.0	-	2.9	2.9	29.4	-	-	-	41.2	23.5	-	
計画相談支援事業	100.0	0.2	3.9	6.7	46.9	4.4	0.6	0.2	16.9	17.7	2.6	
地域相談支援(地域移行支援)事業	100.0	0.1	1.2	5.9	56.0	7.4	1.0	0.2	9.6	16.4	2.3	
地域相談支援(地域定着支援)事業	100.0	0.1	1.2	5.9	56.0	7.5	0.8	0.2	10.0	16.4	2.1	
短期入所事業	100.0	1.5	3.8	0.6	77.2	3.9	0.3	0.3	5.1	6.0	1.3	
共同生活援助事業	100.0	0.0	0.4	0.5	57.0	8.7	0.9	0.0	6.8	23.4	2.3	
自立訓練(機能訓練)事業	100.0	-	5.3	12.3	31.5	3.7	-	0.7	34.7	9.7	2.1	
自立訓練(生活訓練)事業	100.0	-	2.1	4.1	39.8	9.5	0.7	0.1	16.9	22.0	4.8	
宿泊型自立訓練事業	100.0	-	3.0	0.4	39.6	44.8	3.0	0.4	1.7	1.7	5.2	
就労移行支援事業	100.0	0.0	1.5	1.0	45.7	2.6	0.5	-	22.9	20.8	4.9	
就労継続支援(A型)事業	100.0	-	0.1	0.2	17.2	0.3	0.1	-	54.8	17.9	9.4	
就労継続支援(B型)事業	100.0	0.0	1.5	3.1	46.7	1.9	0.4	-	10.3	32.6	3.5	
児童発達支援事業	100.0	0.7	10.9	1.9	23.4	1.5	0.2	0.2	36.2	19.9	5.0	
放課後等デイサービス事業	100.0	0.4	2.0	1.1	19.4	0.9	0.2	0.1	45.9	24.0	6.0	
保育所等訪問支援事業	100.0	-	21.8	2.0	45.5	1.3	0.1	0.3	10.4	16.0	2.7	
障害児相談支援事業	100.0	0.2	5.5	7.1	46.4	2.8	0.2	0.2	18.2	16.7	2.7	

注： 複数の事業を行う事業所は、それぞれの事業に計上している。
 障害者支援施設の昼間実施サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援)を除く。
 1) 社会福祉法人には社会福祉協議会を含まない。

【詳細票編】

この結果は、基本票で把握した施設・事業所について、平成27年10月1日現在の状況を詳細票により調査し、回収された施設・事業所のうち活動中の施設・事業所について集計したものである。

1 施設の状況

(1) 在所者数・在所率

在所者の総数は3,008,594人となっており、在所率は95.2%である。これを施設の種別別にみると、「保育所等」が97.7%、「有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）」が82.7%となっている。

(表5、総括表、参考表第2表)

表5 施設の種別別にみた施設数・定員・在所者数・在所率（詳細票）

平成27年10月1日現在

	施設数	定員(人) ¹⁾	在所者数(人) ¹⁾	在所率(%) ²⁾
総数	53 540	3 189 673	3 008 594	95.2
保護施設	231	19 488	19 112	98.1
老人福祉施設	5 103	152 990	141 033	92.3
障害者支援施設等	5 221	180 159	150 006	94.6
身体障害者社会参加支援施設	311	360	…	…
婦人保護施設	47	1 270	374	34.8
児童福祉施設等	32 089	2 457 146	2 388 023	97.3
（再掲）保育所等 ³⁾	24 234	2 351 796	2 295 346	97.7
母子・父子福祉施設	58	…	…	…
その他の社会福祉施設等	10 480	378 260	310 046	82.7
（再掲）有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）	9 053	366 886	300 870	82.7

注：詳細は15ページ参考表 第2表 施設の種別別在所率（詳細票）参照。

- 1) 定員及び在所者数(入所者数と通所者数の合計)は、それぞれ定員又は在所者数について、調査を実施した施設のみ計上している。
なお、障害者支援施設等のうち障害者支援施設は入所者分のみである。また、総数、児童福祉施設等の定員及び在所者数には母子生活支援施設を含まない。
詳細は13ページ 総括表参照。
- 2) 在所率(%) = 在所者数 ÷ 定員 × 100により算出している。ただし、在所者数について調査を行っていない次の施設を除くとともに、在所者数不詳の施設を除いた定員で計算している。
なお、障害者支援施設等のうち障害者支援施設の定員及び在所者数は入所者分のみである。
①障害者支援施設等のうち地域活動支援センター
②身体障害者社会参加支援施設のうち障害者更生センター
③その他の社会福祉施設等のうち盲人ホーム
- 3) 保育所等は、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び保育所である。

(2) 職種別常勤換算従事者数

常勤換算従事者の総数は899,172人となっている。これを施設の種別、職種別にみると、保育所等の「保育士」は354,345人、「保育教諭」は33,514人（うち保育士資格保有者は29,815人）となっている。また、有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）の「介護職員」は85,818人、障害者支援施設等の「生活指導・支援員等」は55,824人となっている。（表6）

表6 施設の種別別にみた職種別常勤換算従事者数(詳細票)

(単位:人) 平成27年10月1日現在

	総数	1) 保護施設	老人福祉施設	障害者支援施設	身体障害者社会参加支援施設	婦人保護施設	1) 児童福祉施設等(保育所等を除く)	2) 保育所等	母子・父子福祉施設	1) その他の社会福祉施設等(有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)を除く)	有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)
総数	899 172	6 306	44 355	99 547	2 623	379	86 585	517 183	201	3 540	138 452
施設長・園長・管理者	44 148	213	3 302	3 717	211	29	5 535	23 804	23	992	6 322
サービス管理責任者	3 922	3 922
生活指導・支援員等 3)	81 407	709	4 604	55 824	196	149	13 586	...	3	722	5 614
職業・作業指導員	4 284	116	149	2 939	90	15	296	...	5	317	357
セラピスト	5 677	7	129	894	69	7	3 295	...	-	4	1 274
理学療法士	1 859	3	32	414	26	-	946	...	-	1	437
作業療法士	1 292	2	16	299	18	-	741	...	-	0	217
その他の療法士	2 526	3	81	181	25	7	1 608	...	-	3	620
心理・職能判定員	51	51
医師	2 959	28	140	315	7	4	1 234	1 164	-	3	65
歯科医師	974	29	945
保健師・助産師・看護師	38 559	400	2 791	4 712	77	21	9 552	7 890	-	31	13 085
精神保健福祉士	1 136	100	16	921	4	-	1	95
保育士	370 541	16 193	354 345	4
保育教諭 4)	33 514	33 514
うち保育士資格保有者	29 815	29 815
保育従事者 5)	5 782	5 782
家庭的保育者 5)	230	230
家庭的保育補助者 5)	83	83
児童生活支援員	565	565	...	-
児童厚生員	10 042	10 042	...	-
母子支援員	694	694	...	-
介護職員	118 244	3 280	17 349	11 681	84	-	32	85 818
栄養士	19 632	199	2 095	2 236	4	16	1 529	12 133	1	2	1 417
調理員	70 793	559	4 972	4 844	17	55	4 793	46 346	7	128	9 071
事務員	32 344	439	4 732	4 990	590	39	3 715	10 575	79	797	6 389
児童発達支援管理責任者	901	901	...	-
その他の教諭 6)	1 708	1 708
その他の職員 7)	50 984	256	4 077	2 502	1 275	44	8 533	24 759	79	512	8 946

注： 従事者数は常勤換算従事者数であり、小数点以下第1位を四捨五入している。なお、「0」は常勤換算従事者数が0.5人未満である。

従事者数は詳細票により調査した職種についてのものであり、調査した職種以外は「…」とした。

1) 保護施設には医療保護施設、児童福祉施設等(保育所等を除く。)には助産施設及び児童遊園、その他の社会福祉施設等(有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)を除く。)には無料低額診療施設及び有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅であるもの)をそれぞれ含まない。

2) 保育所等は、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び保育所である。

3) 生活指導・支援員等には、生活指導員、生活相談員、生活支援員、児童指導員及び児童自立支援専門員を含むが、保護施設及び婦人保護施設は生活指導員のみである。

4) 保育教諭には主幹保育教諭、指導保育教諭、助保育教諭及び講師を含む。また、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)附則にある保育教諭等の資格の特例のため、保育士資格を有さない者を含む。

5) 保育従事者、家庭的保育者及び家庭的保育補助者は小規模保育事業所の従事者である。なお、保育士資格を有さない者を含む。

6) その他の教諭は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第14条にもとづき採用されている、園長及び保育教諭(主幹保育教諭、指導保育教諭、助保育教諭及び講師を含む)以外の教諭である。

7) その他の職員には、幼保連携型認定こども園の教育・保育補助員及び介護職員(看護師等を除く)を含む。

2 障害福祉サービス等事業所の状況

(1) 利用実人員階級別事業所の状況

9月中に利用者がいた障害福祉サービス等事業所数を利用実人員階級別にみると、居宅介護事業、重度訪問介護事業、同行援護事業、行動援護事業などで「1～4人」が最も多くなっている。

一方、生活介護事業、就労継続支援（A型・B型）事業、放課後等デイサービス事業などでは「10～19人」が最も多くなっている。

療養介護事業は「50人以上」が最も多くなっている。（表7）

表7 事業の種類別にみた利用実人員階級別事業所数及び構成割合（詳細票）

平成27年10月1日現在

	9月中に 利用者がいた 事業所数	1～4人	5～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人 以上
事業所数								
居宅介護事業	15 237	5 872	3 862	3 318	1 214	490	207	273
重度訪問介護事業	5 351	4 535	579	162	45	17	3	5
同行援護事業	4 843	3 808	631	255	53	32	16	47
行動援護事業	1 122	607	250	181	47	17	10	9
療養介護事業	167	3	2	4	7	14	15	121
生活介護事業	5 355	609	679	1 447	1 117	670	355	465
重度障害者等包括支援事業	7	4	3	-	-	-	-	-
計画相談支援事業	5 897	1 171	1 067	1 417	908	502	295	537
地域相談支援（地域移行支援）事業	300	274	17	5	2	-	-	2
地域相談支援（地域定着支援）事業	405	284	62	29	16	7	5	2
短期入所事業	3 583	1 259	860	788	314	154	85	112
共同生活援助事業	5 545	924	1 881	1 466	642	236	138	214
自立訓練（機能訓練）事業	109	59	16	20	8	2	1	3
自立訓練（生活訓練）事業	881	223	262	282	76	21	6	8
宿泊型自立訓練事業	214	5	37	137	28	5	1	1
就労移行支援事業	2 470	663	842	590	198	110	27	35
就労継続支援（A型）事業	2 344	140	342	882	601	231	66	81
就労継続支援（B型）事業	7 918	312	845	2 639	2 162	1 017	435	477
児童発達支援事業	2 674	625	399	532	326	221	168	402
放課後等デイサービス事業	5 444	328	540	1 643	1 412	748	331	433
保育所等訪問支援事業	375	209	94	47	14	6	4	-
障害児相談支援事業	2 634	1 167	539	472	197	88	65	106
構成割合(%)								
居宅介護事業	100.0	38.5	25.3	21.8	8.0	3.2	1.4	1.8
重度訪問介護事業	100.0	84.8	10.8	3.0	0.8	0.3	0.1	0.1
同行援護事業	100.0	78.6	13.0	5.3	1.1	0.7	0.3	1.0
行動援護事業	100.0	54.1	22.3	16.1	4.2	1.5	0.9	0.8
療養介護事業	100.0	1.8	1.2	2.4	4.2	8.4	9.0	72.5
生活介護事業	100.0	11.4	12.7	27.0	20.9	12.5	6.6	8.7
重度障害者等包括支援事業	100.0	57.1	42.9	-	-	-	-	-
計画相談支援事業	100.0	19.9	18.1	24.0	15.4	8.5	5.0	9.1
地域相談支援（地域移行支援）事業	100.0	91.3	5.7	1.7	0.7	-	-	0.7
地域相談支援（地域定着支援）事業	100.0	70.1	15.3	7.2	4.0	1.7	1.2	0.5
短期入所事業	100.0	35.1	24.0	22.0	8.8	4.3	2.4	3.1
共同生活援助事業	100.0	16.7	33.9	26.4	11.6	4.3	2.5	3.9
自立訓練（機能訓練）事業	100.0	54.1	14.7	18.3	7.3	1.8	0.9	2.8
自立訓練（生活訓練）事業	100.0	25.3	29.7	32.0	8.6	2.4	0.7	0.9
宿泊型自立訓練事業	100.0	2.3	17.3	64.0	13.1	2.3	0.5	0.5
就労移行支援事業	100.0	26.8	34.1	23.9	8.0	4.5	1.1	1.4
就労継続支援（A型）事業	100.0	6.0	14.6	37.6	25.6	9.9	2.8	3.5
就労継続支援（B型）事業	100.0	3.9	10.7	33.3	27.3	12.8	5.5	6.0
児童発達支援事業	100.0	23.4	14.9	19.9	12.2	8.3	6.3	15.0
放課後等デイサービス事業	100.0	6.0	9.9	30.2	25.9	13.7	6.1	8.0
保育所等訪問支援事業	100.0	55.7	25.1	12.5	3.7	1.6	1.1	-
障害児相談支援事業	100.0	44.3	20.5	17.9	7.5	3.3	2.5	4.0

注： 利用実人員階級別事業所数は、9月中に利用者がいた事業所について集計している。

障害者支援施設の昼間実施サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援）を除く。

9月中に利用者がいた事業所数には利用実人員不詳の事業所を含む。

(2) 利用状況

① 療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、計画相談支援、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）サービスの利用状況

9月中の利用実人員をみると、就労継続支援（B型）の226,749人が最も多くなっており、利用者1人当たり利用日数をみると、療養介護サービスは24.1日、自立訓練（生活訓練）サービスは12.8日、就労移行支援サービスは12.0日となっている（表8）。

表8 療養介護・生活介護・自立訓練（機能訓練・生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援（A型・B型）、計画相談支援・地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）サービスの利用状況（詳細票）

平成27年9月

	療養介護サービス	生活介護サービス	自立訓練（機能訓練）サービス	自立訓練（生活訓練）サービス	就労移行支援サービス	就労継続支援（A型）サービス	就労継続支援（B型）サービス	1) 計画相談支援サービス	地域相談支援（地域移行支援）サービス	地域相談支援（地域定着支援）サービス
利用実人員(人)	13 948	157 341	1 024	9 022	28 491	58 377	226 749	124 632	765	2 222
利用延人数(人)	336 301	1 662 609	7 421	115 488	342 789	615 597	2 445 691	…	…	…
利用者1人当たり利用日数(日)	24.1	10.6	7.2	12.8	12.0	10.5	10.8	・	・	・

注： 9月中に利用者がいた事業所のうち、利用実人員不詳及び利用延人数不詳の事業所を除いて算出した。

障害者支援施設の昼間実施サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援)を除く。

1) 計画相談支援サービスは、サービス利用支援(計画作成)又は継続サービス利用支援(モニタリング)を利用した人数である。

② 居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護サービスの利用状況

9月中の利用者1人当たり訪問回数をみると、居宅介護サービスを利用する障害者では「身体介護が中心」が17.0回と最も多く、次いで「家事援助が中心」が10.2回となっている。

一方、重度訪問介護サービスを利用する障害者では28.7回となっており、そのうち「移動介護」が7.7回となっている。

また、行動援護サービスを利用する障害者では5.7回となっている。（表9）

表9 障害者・障害児別にみた居宅介護・同行援護・重度訪問介護・行動援護サービスの利用状況（詳細票）

平成27年9月

		居宅介護サービス					同行援護サービス		重度訪問介護サービス		行動援護サービス
		身体介護が中心	通院介助が中心		通院等乗降介助が中心	家事援助が中心	身体介護を伴う	身体介護を伴わない	うち移動介護		
			身体介護を伴う	身体介護を伴わない							
障害者	利用実人員(人)	64 449	13 903	6 785	2 470	86 844	7 940	13 294	15 374	5 824	5 852
	訪問回数合計(回)	1 093 997	54 370	18 616	19 751	883 623	54 752	77 009	440 643	45 074	33 170
	利用者1人当たり訪問回数(回)	17.0	3.9	2.7	8.0	10.2	6.9	5.8	28.7	7.7	5.7
障害児	利用実人員(人)	8 461	909	140	50	1 354	193	113	・	・	2 695
	訪問回数合計(回)	94 107	2 890	533	301	12 437	1 205	847	・	・	12 751
	利用者1人当たり訪問回数(回)	11.1	3.2	3.8	6.0	9.2	6.2	7.5	・	・	4.7

注： 9月中に利用者がいた事業所のうち、利用実人員不詳及び訪問回数不詳の事業所を除いて算出した。

居宅介護サービスの利用実人員は、サービスの内容別に利用者を計上している。

③ 重度障害者等包括支援、共同生活援助、宿泊型自立訓練、短期入所サービスの利用状況

9月中の利用者1人当たり利用日数をみると、重度障害者等包括支援サービスは27.0日、短期入所サービスは、障害者が6.1日、障害児が4.4日となっている（表10）。

表10 重度障害者等包括支援・共同生活援助・宿泊型自立訓練・短期入所サービスの利用状況（詳細票）

	重度障害者等 包括支援 サービス	共同生活援助 サービス ¹⁾	宿泊型自立訓練 サービス ¹⁾	平成27年9月 短期入所サービス	
				障害者	障害児
利用実人員(人)	28	83 882	3 094	36 366	7 556
利用日数合計(日)	755	・	・	221 392	33 404
利用者1人当たり 利用日数(日)	27.0	・	・	6.1	4.4

注： 9月中に利用者がいた事業所のうち、利用実人員不詳及び利用日数不詳の事業所を除いて算出した。

1) 共同生活援助サービス及び宿泊型自立訓練サービスは、9月末日の利用実人員である。

④ 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援サービスの利用状況

9月中の利用実人員をみると、放課後等デイサービスの124,001人が最も多くなっており、利用者1人当たり利用回数をみると、児童発達支援サービスは5.4回、放課後等デイサービスは6.6回、保育所等訪問支援サービスは1.4回となっている（表11）。

表11 児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・障害児相談支援サービスの利用状況（詳細票）

	平成27年9月			
	児童発達支援サービス	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援サービス	障害児相談支援サービス
利用実人員(人)	24 662	124 001	2 326	32 310
利用延人数(人)	132 355	816 574	・	・
送迎加算回数合計(回)	131 555	1 213 581	・	・
訪問回数合計(回)	・	・	3 191	・
利用者1人当たり 利用回数(回)	5.4	6.6	1.4	・

注： 9月中に利用者がいた事業所のうち、利用実人員不詳、利用延人数不詳、送迎加算回数不詳及び訪問回数不詳の事業所を除いて算出した。

(3) 職種別常勤換算従事者数

障害福祉サービス等事業所の常勤換算従事者数は、居宅介護事業で92,386人、生活介護事業で49,455人、就労継続支援（B型）事業で44,533人となっている（表12）。

表12 事業の種類別による職種別常勤換算従事者数（詳細票）

(単位:人) 平成27年10月1日現在

	総数	介護福祉士	実務者研修修了者	旧介護職員基礎研修課程修了者	旧ホームヘルパー1級研修課程修了者	初任者研修修了者(旧ホームヘルパー2級研修課程修了者含む)	障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者(旧ホームヘルパー3級研修課程修了者含む)	重度訪問介護従業者養成研修修了者	同行援護従業者養成研修修了者	行動援護従業者養成研修修了者	その他
居宅介護事業	92 386	43 513	2 756	2 484	2 849	36 290	370	…	…	…	4 124
重度訪問介護事業	33 166	15 143	1 039	900	885	12 505	486	879	…	…	1 330
同行援護事業	25 528	11 793	683	692	658	7 860	271	…	2 484	…	1 089
行動援護事業	5 169	2 492	76	73	111	1 758	59	…	…	369	231

	総数	サービス管理責任者	医師	看護師	生活支援員	その他
療養介護事業	16 013	291	766	7 796	4 407	2 753

	総数	サービス管理責任者	医師	保健師・看護師	理学・作業療法士	生活支援員	その他
生活介護事業	49 455	4 395	477	3 671	421	34 406	6 084

	総数	サービス提供責任者	その他
重度障害者等包括支援事業	24	10	15

	総数	管理者	相談支援専門員	その他
計画相談支援事業	12 332	2 885	7 866	1 581
地域相談支援(地域移行支援)事業	793	132	488	174
地域相談支援(地域定着支援)事業	1 074	201	676	197

	総数	医師	保健師・看護師	心理・職能判定員	理学・作業療法士	生活支援員	職業指導員	介護職員	うち介護福祉士	児童指導員	保育士	その他
短期入所事業 1)	29 653	350	2 063	17	239	17 330	175	4 815	2 080	306	241	4 117

	総数	サービス管理責任者	世話人	生活支援員	その他
共同生活援助事業	35 272	3 780	19 934	10 066	1 492

	総数	サービス管理責任者	保健師・看護師	理学・作業療法士	生活支援員	訪問支援員	その他
自立訓練(機能訓練)事業	612	71	100	76	213	5	148
自立訓練(生活訓練)事業	3 163	645	97	…	1 991	105	324
宿泊型自立訓練事業	1 112	172	32	…	669	…	239

	総数	サービス管理責任者	生活支援員	職業指導員	就労支援員	その他
就労移行支援事業	11 252	1 885	2 657	3 316	2 843	552
就労継続支援(A型)事業	12 254	2 123	3 557	5 423	…	1 151
就労継続支援(B型)事業	44 533	6 678	14 053	17 025	…	6 777

	総数	児童発達支援管理責任者	指導員	保育士	その他
児童発達支援事業	15 912	2 449	6 308	5 051	2 104
放課後等デイサービス事業	26 840	5 030	15 644	3 781	2 385

	総数	児童発達支援管理責任者	訪問支援員	その他
保育所等訪問支援サービス事業	839	259	490	91

	総数	管理者	相談支援専門員	その他
障害児相談支援サービス事業	5 619	1 230	3 545	843

注:平成27年9月中に利用者がいた事業所の従事者数である。

従事者数は常勤換算従事者数であり、小数点以下第1位を四捨五入している。

障害者支援施設の昼間実施サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援)を除く。

従事者数は詳細票により調査した職種についてのものであり、調査した職種以外は「…」とした。

1) 短期入所事業の従事者には空床型の事業所の従事者を含まない。

総括表

平成27年10月1日現在

施設の種類	基本票 1)		詳細票 2)			
	施設数	定員(人) ³⁾	施設数	定員(人) ³⁾	在所者数(人) ³⁾	従事者数(人) ⁴⁾
総数	66 213	3 551 311	53 540	3 189 673	3 008 594	899 172
保護施設	292	19 558	231	19 488	19 112	6 306
救護施設	185	16 747	184	16 697	16 984	5 935
更生施設	19	1 408	19	1 408	1 409	251
医療保護施設 5)	59
授産施設	18	593	17	573	347	83
宿所提供施設	11	810	11	810	372	37
老人福祉施設	5 327	158 025	5 103	152 990	141 033	44 355
養護老人ホーム	957	64 313	936	62 933	57 288	16 903
養護老人ホーム(一般)	906	61 359	886	60 079	54 572	15 863
養護老人ホーム(盲)	51	2 954	50	2 854	2 716	1 040
軽費老人ホーム	2 264	93 712	2 166	90 057	83 745	20 676
軽費老人ホーム A 型	204	12 046	197	11 596	10 753	2 635
軽費老人ホーム B 型	16	718	16	718	438	44
軽費老人ホーム(ケアハウス)	1 996	80 142	1 908	76 987	71 826	17 735
都市型軽費老人ホーム	48	806	45	756	728	262
老人福祉センター	2 106	.	2 001	.	.	6 776
老人福祉センター(特 A 型)	246	.	234	.	.	982
老人福祉センター(A 型)	1 417	.	1 353	.	.	4 569
老人福祉センター(B 型)	443	.	414	.	.	1 226
障害者支援施設等	5 874	195 298	5 221	180 159	150 006	99 547
障害者支援施設 7)	2 559	140 512	2 417	133 631	148 537	89 949
地域活動支援センター 8)	3 165	52 845	2 666	44 702	...	9 351
福祉ホーム	150	1 941	138	1 826	1 469	248
身体障害者社会参加支援施設	322	360	311	360	...	2 623
身体障害者福祉センター	161	.	151	.	.	1 178
身体障害者福祉センター(A 型)	36	.	35	.	.	573
身体障害者福祉センター(B 型)	125	.	116	.	.	605
障害者更生センター 8)	5	360	5	360	...	88
補装具製作施設	16	.	16	.	.	138
盲導犬訓練施設	12	...	12	204
点字図書館	73	.	72	.	.	571
点字出版施設	11	.	11	.	.	112
聴覚障害者情報提供施設	44	.	44	.	.	333
婦人保護施設	47	1 270	47	1 270	374	379
児童福祉施設等	37 139	2 599 480	32 089	2 457 146	2 388 023	603 769
助産施設 5)	391	3 115
乳児院	134	3 873	134	3 873	3 039	4 661
母子生活支援施設 6)	235	4 830	229	4 708	8 902	2 051
保育所等	25 580	2 481 970	24 234	2 351 796	2 295 346	517 183
幼保連携型認定こども園	1 938	186 386	1 817	174 707	169 628	47 112
保育所型認定こども園	330	31 188	315	29 608	28 340	6 606
保育所	23 312	2 264 396	22 102	2 147 481	2 097 378	463 465
小規模保育事業所	1 555	24 281	1 291	20 184	18 326	8 514
児童養護施設	609	33 287	594	32 428	27 045	17 046
障害児入所施設(福祉型)	267	10 533	249	9 672	7 460	6 052
障害児入所施設(医療型)	200	18 432	178	16 453	8 327	18 605
児童発達支援センター(福祉型)	467	14 822	435	13 903	23 396	7 290
児童発達支援センター(医療型)	106	3 533	98	3 253	2 392	1 407
情緒障害児短期治療施設	40	1 812	39	1 762	1 311	1 024
児童自立支援施設	58	3 822	58	3 822	1 381	1 847
児童家庭支援センター	103	.	101	.	.	321
児童館	4 613	.	4 449	.	.	17 765
小型児童館	2 692	.	2 573	.	.	9 011
児童センター	1 784	.	1 747	.	.	8 046
大型児童館A型	17	.	17	.	.	300
大型児童館B型	4	.	4	.	.	66
大型児童館C型	-	.	-	.	.	-
その他の児童館	116	.	108	.	.	342
児童遊園 5)	2 781
母子・父子福祉施設	58	...	58	201
母子・父子福祉センター	55	.	55	.	.	200
母子・父子休養ホーム	3	...	3	2
その他の社会福祉施設等	17 154	577 320	10 480	378 260	310 046	141 992
授産施設	68	2 144	68	2 144	1 801	381
宿所提供施設	296	9 495	266	8 850	7 375	696
盲人ホーム 8)	20	380	19	380	...	44
無料低額診療施設 5)	553
隣保館	1 076	.	1 037	.	.	2 403
へき地保健福祉館	42	.	37	.	.	16
有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)	10 651	424 828	9 053	366 886	300 870	138 452
有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅であるもの) 5)	4 448	140 473

注:1) 基本票は、都道府県・指定都市・中核市において把握している施設のうち、活動中の施設について集計している。

2) 詳細票は、詳細票が回収できた施設のうち、活動中の施設について集計している。

3) 定員及び在所者数(在所者数は入所者数と通所者数の合計)は、それぞれ定員又は在所者数について、調査を実施した施設のみ計上している。

4) 従事者数は常勤換算従事者数であり、小数点以下第1位を四捨五入している。

5) 保護施設のうち医療保護施設、児童福祉施設等のうち助産施設及び児童遊園並びにその他の社会福祉施設等のうち無料低額診療施設及び有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅であるもの)については、詳細票調査を実施していない。

6) 母子生活支援施設の定員は世帯数、在所者数は世帯人員であり、総数、児童福祉施設等の定員及び在所者数には含まない。

7) 障害者支援施設等のうち障害者支援施設の定員は入所者分のみである。また、在所者数の内訳は、入所者数125,247人、通所者数23,290人である。

8) 障害者支援施設等のうち地域活動支援センター、身体障害者社会参加支援施設のうち障害者更生センター及びその他の社会福祉施設等のうち盲人ホームについては、在所者数を調査していない。

参考表

第1表 施設の種別別調査対象施設数

平成27年10月1日現在

	基本票		詳細票			基本票		詳細票	
	施設数 1)	集計 施設数 2)	回収 施設数 3)	集計 施設数 4)		施設数 1)	集計 施設数 2)	回収 施設数 3)	集計 施設数 4)
総 数	66 969	66 213	53 911	53 540					
保護施設	294	292	233	231	児童福祉施設等	37 693	37 139	32 333	32 089
救護施設	185	185	184	184	助産施設	471	391
更生施設	19	19	19	19	乳児院	134	134	134	134
医療保護施設	59	59	母子生活支援施設	242	235	232	229
授産施設	20	18	19	17	保育所等	25 773	25 580	24 361	24 234
宿所提供施設	11	11	11	11	幼保連携型認定こども園	1 939	1 938	1 817	1 817
老人福祉施設	5 371	5 327	5 134	5 103	保育所型認定こども園	330	330	315	315
養護老人ホーム	958	957	936	936	保育所	23 504	23 312	22 229	22 102
養護老人ホーム(一般)	907	906	886	886	小規模保育事業所	1 557	1 555	1 293	1 291
養護老人ホーム(盲)	51	51	50	50	児童養護施設	609	609	594	594
軽費老人ホーム	2 264	2 264	2 166	2 166	障害児入所施設(福祉型)	267	267	249	249
軽費老人ホームA型	204	204	197	197	障害児入所施設(医療型)	200	200	178	178
軽費老人ホームB型	16	16	16	16	児童発達支援センター(福祉型)	467	467	435	435
軽費老人ホーム(ケアハウス)	1 996	1 996	1 908	1 908	児童発達支援センター(医療型)	107	106	99	98
都市型軽費老人ホーム	48	48	45	45	情緒障害児短期治療施設	40	40	39	39
老人福祉センター	2 149	2 106	2 032	2 001	児童自立支援施設	59	58	59	58
老人福祉センター(特A型)	251	246	238	234	児童家庭支援センター	103	103	101	101
老人福祉センター(A型)	1 447	1 417	1 374	1 353	児童館	4 775	4 613	4 559	4 449
老人福祉センター(B型)	451	443	420	414	小型児童館	2 837	2 692	2 673	2 573
障害者支援施設等	5 901	5 874	5 240	5 221	児童センター	1 792	1 784	1 752	1 747
障害者支援施設	2 561	2 559	2 419	2 417	大型児童館A型	17	17	17	17
地域活動支援センター	3 190	3 165	2 683	2 666	大型児童館B型	4	4	4	4
福祉ホーム	150	150	138	138	大型児童館C型	-	-	-	-
身体障害者社会参加支援施設	325	322	314	311	その他の児童館	125	116	113	108
身体障害者福祉センター	162	161	152	151	児童遊園	2 889	2 781
身体障害者福祉センター(A型)	36	36	35	35	母子・父子福祉施設	60	58	60	58
身体障害者福祉センター(B型)	126	125	117	116	母子・父子福祉センター	56	55	56	55
障害者更生センター	6	5	6	5	母子・父子休養ホーム	4	3	4	3
補装具製作施設	17	16	17	16	その他の社会福祉施設等	17 277	17 154	10 549	10 480
盲導犬訓練施設	12	12	12	12	授産施設	69	68	68	68
点字図書館	73	73	72	72	宿所提供施設	300	296	269	266
点字出版施設	11	11	11	11	盲人ホーム	24	20	23	19
聴覚障害者情報提供施設	44	44	44	44	無料低額診療施設	556	553
婦人保護施設	48	47	48	47	隣保館	1 100	1 076	1 053	1 037
					へき地保健福祉館	51	42	44	37
					有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)	10 718	10 651	9 092	9 053
					有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅であるもの)	4 459	4 448

注:1) 施設数は、活動中又は休止中の施設数である。

2) 集計施設数は、活動中の施設数である。

3) 回収施設数は、詳細票の回収があった施設数である。

4) 詳細票の集計施設数は、詳細票を回収した施設数のうち活動中の施設数である。

第2表 施設の種類の別在在率 (詳細票)

平成27年10月1日現在

施 設 の 種 類	施 設 数	定員(人)		在在者数(人)		在在率(%) B÷A×100
		A	B			
総 数 1)	42 386	3 135 836	2 985 101	95.2		
保護施設	231	19 488	19 112	98.1		
救護施設	184	16 697	16 984	101.7		
更生施設	19	1 408	1 409	100.1		
授産施設	17	573	347	60.6		
宿所提供施設	11	810	372	45.9		
老人福祉施設	3 096	152 752	141 033	92.3		
養護老人ホーム	934	62 865	57 288	91.1		
養護老人ホーム(一般)	884	60 011	54 572	90.9		
養護老人ホーム(盲)	50	2 854	2 716	95.2		
軽費老人ホーム	2 162	89 887	83 745	93.2		
軽費老人ホーム A 型	197	11 596	10 753	92.7		
軽費老人ホーム B 型	15	668	438	65.6		
軽費老人ホーム(ケアハウス)	1 905	76 867	71 826	93.4		
都市型軽費老人ホーム	45	756	728	96.3		
障害者支援施設等	2 512	133 865	126 636	94.6		
障害者支援施設 1)	2 379	132 115	125 167	94.7		
福祉ホーム	133	1 750	1 469	83.9		
婦人保護施設	34	1 075	374	34.8		
児童福祉施設等 1)	27 244	2 453 812	2 387 900	97.3		
乳児院	134	3 873	3 039	78.5		
保育所等	24 188	2 349 147	2 295 346	97.7		
幼保連携型認定こども園	1 814	174 676	169 628	97.1		
保育所型認定こども園	315	29 608	28 340	95.7		
保育所	22 059	2 144 863	2 097 378	97.8		
小規模保育事業所	1 286	20 102	18 326	91.2		
児童養護施設	593	32 398	27 045	83.5		
障害児入所施設(福祉型)	247	9 646	7 460	77.3		
障害児入所施設(医療型)	171	15 981	8 305	52.0		
児童発達支援センター(福祉型)	432	13 888	23 295	167.7		
児童発達支援センター(医療型)	96	3 193	2 392	74.9		
情緒障害児短期治療施設	39	1 762	1 311	74.4		
児童自立支援施設	58	3 822	1 381	36.1		
その他の社会福祉施設等	9 269	374 844	310 046	82.7		
授産施設	68	2 144	1 801	84.0		
宿所提供施設	264	8 802	7 375	83.8		
有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)	8 937	363 898	300 870	82.7		

注: 定員又は在在者数について調査を実施した施設のうち、在在者数不詳の施設を除いた数値を計上している。

- 1) 障害者支援施設等のうち障害者支援施設の定員及び在在者数は入所者分のみである。また、総数、児童福祉施設等の定員及び在在者数には母子生活支援施設を含まない。

用語の定義

1 施設

保護施設

(1) 救護施設

身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行う施設

(2) 更生施設

身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行う施設

(3) 医療保護施設

医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行う施設

(4) 授産施設

身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長する施設

(5) 宿所提供施設

住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行う施設

老人福祉施設

(1) 養護老人ホーム（一般、盲）

65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護する施設

(2) 軽費老人ホーム（A型、B型、ケアハウス、都市型）

無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与する施設

軽費老人ホームA型：高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者を入所させる。

軽費老人ホームB型：身体機能等の低下等が認められる者（自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められる者を除く。）又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者を入所させる。

軽費老人ホーム（ケアハウス）：身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な者を入所させる。

都市型軽費老人ホーム：都市部において、軽費老人ホームの設備や職員配置基準の特例を設け、主として、要介護度が低い低所得高齢者を対象とする小規模な施設

(3) 老人福祉センター（特A型、A型、B型）

A型は無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設

なお、特A型は保健関係部門を強化した施設で、B型は基本となるA型の機能を補完する施設

障害者支援施設等

(1) 障害者支援施設

障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設を含む。）

(2) 地域活動支援センター

障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の便宜を供与する施設

(3) 福祉ホーム

現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設

身体障害者社会参加支援施設

(1) 身体障害者福祉センター（A型、B型）

無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのために必要な便宜を総合的に供与する施設

A型：身体障害者の福祉の増進を図る事業を総合的に行う。

B型：身体障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な事業を行う。

(2) 障害者更生センター

身体障害者又はその家族に対し、宿泊、レクリエーション、その他休養のための便宜を供与する施設

(3) 補装具製作施設

無料又は低額な料金で、補装具の製作又は修理を行う施設

(4) 盲導犬訓練施設

無料又は低額な料金で、盲導犬の訓練を行うとともに、視覚障害のある身体障害者に対し、盲導犬の利用に必要な訓練を行う施設

(5) 点字図書館

無料又は低額な料金で、点字刊行物及び視覚障害者用の録音物の貸し出し等を行う施設

(6) 点字出版施設

無料又は低額な料金で、点字刊行物を出版する施設

(7) 聴覚障害者情報提供施設

無料又は低額な料金で、手話入りビデオカセットの製作や貸し出しを行うほか、手話通訳者の派遣、相談等を行う施設

婦人保護施設

要保護女子を入所させて保護する施設

児童福祉施設等

(1) 助産施設

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせる施設

(2) 乳児院

乳児を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行う施設

(3) 母子生活支援施設

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う施設

(4) 幼保連携型認定こども園

幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能を持つ単一の施設として、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能や地域における子育て支援を行う機能を備える施設

(5) 保育所型認定こども園

保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能や地域における子育て支援を行う機能を備える施設

(6) 保育所

保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて、保育を行うことを目的とする施設

(7) 小規模保育事業所

保育を必要とする乳児・幼児であって満三歳未満のものについて、保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設において、保育を行う事業所

(8) 児童養護施設

乳児を除いて、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行う施設

(9) 障害児入所施設（福祉型、医療型）

福祉型：障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能を付与することを目的とする施設

医療型：障害児を入所させて、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うことを目的とする施設

(10) 児童発達支援センター（福祉型、医療型）

福祉型：障害児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行うことを目的とする施設

医療型：障害児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を行うことを目的とする施設

(11) 情緒障害児短期治療施設

軽度の情緒障害を有する児童を、短期間入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う施設

(12) 児童自立支援施設

不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う施設

(13) 児童家庭支援センター

地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言、指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整、援助を総合的に行う施設

(14) 児童館（小型児童館、児童センター、大型児童館（A型、B型、C型）及びその他の児童館）

屋内に集会室、遊戯室、図書室等必要な設備を設け、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにする施設

小型児童館：小地域を対象

児童センター：児童の体力増進を図る機能を有する。

大型児童館：広域児童を対象

A型：都道府県内の児童館の指導及び連絡調整等の役割を果たす中枢的機能を有する。

B型：自然の中で宿泊し、野外活動が行える機能を有する。

C型：芸術、体育、科学等の総合的な活動ができる機能を有する。

(15) 児童遊園

屋外に広場、ブランコ等必要な設備を設け、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにする施設

母子・父子福祉施設

(1) 母子・父子福祉センター

無料又は低額な料金で、母子家庭等に対して、各種の相談に応ずるとともに、生活指導及び生業の指導を行う等母子家庭等の福祉のための便宜を総合的に供与する施設

(2) 母子・父子休養ホーム

無料又は低額な料金で、母子家庭等に対して、レクリエーションその他休養のための便宜を供与する施設

その他の社会福祉施設等

(1) 授産施設（社会福祉法）

労働力の比較的低い生活困難者に対し、施設を利用させることによって、就労の機会を与え、又は技能を修得させ、これらの者の保護と自立更生を図る施設

(2) 宿所提供施設（社会福祉法）

生計困難者のために無料又は低額な料金で貸し付ける簡易住宅、又は宿泊所その他の施設

(3) 盲人ホーム

あん摩師免許、はり師免許又はきゅう師免許を有する視覚障害者であって、自営し、又は雇用されることの困難な者に対し施設を利用させるとともに、必要な技術の指導を行い、その自立更生を図る施設

(4) 無料低額診療施設

生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う施設

(5) 隣保館

無料又は低額な料金で施設を利用させ、近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図る施設

(6) へき地保健福祉館

へき地において地域住民に対し、保健福祉に関する福祉相談、健康相談、講習会、集会、保育、授産など生活の各般の便宜を供与する施設

- (7) 有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）
- (8) 有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅であるもの）

※1 有料老人ホーム

老人を入所させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他日常生活上必要な便宜を供与する施設

※2 サービス付き高齢者向け住宅

60歳以上の高齢者等を入居させ、状況把握サービス、生活相談サービス等の高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスを提供する賃貸住宅等

2 障害福祉サービス等事業所

(1) 居宅介護

居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要する障害者につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う。

(3) 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を行う。

(4) 行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助を行う。

(5) 療養介護

病院において機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行う。

(6) 生活介護

施設において入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の支援を要する障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援並びに創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行う。

(7) 重度障害者等包括支援

常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供する。

(8) 計画相談支援

障害者の心身の状況、その置かれている環境、当該障害者等又は障害児の保護者の意向等を勘案し、利用する障害福祉サービス等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を供与するとともに、当該支給決定等に係るサービス等利用計画を作成すること等を行う。

(9) 地域相談支援（地域移行支援）

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者等につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行う。

(10) 地域相談支援（地域定着支援）

居宅において単身等で生活する障害者につき、当該障害者との常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談等を行う。

(11) 短期入所

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、入所の必要が生じた障害者等につき、障害者支援施設、児童福祉施設等に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う。

(12) 共同生活援助

共同生活を営むべき住居に入居している障害者につき、主として夜間において、相談その他の日常生活上の援助を行う。

(13) 自立訓練（機能訓練）

身体障害を有する障害者につき、障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

(14) 自立訓練（生活訓練）

知的障害又は精神障害を有する障害者につき、障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

(15) 宿泊型自立訓練

知的障害又は精神障害を有する障害者につき、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

(16) 就労移行支援

就労を希望する65歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。

(17) 就労継続支援（A型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

(18) 就労継続支援（B型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち通常の事業所に雇用されていた障害者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

(19) 児童発達支援

障害児につき、児童発達支援事業所に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。（児童発達支援センターの利用に係るものを除く。）

(20) 放課後等デイサービス

学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う。

(21) 保育所等訪問支援

保育所等に通う障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。

(22) 障害児相談支援

障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助を行う。

3 常勤換算従事者数

兼務している常勤者（当該施設・事業所が定めた勤務時間数のすべてを勤務している者）及び非常勤者について、その職務に従事した1週間の勤務時間を当該施設・事業所の通常の1週間の勤務時間で除し小数点以下第2位を四捨五入した数と、常勤者の専従職員数の合計をいう。